

告示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年六月一日から三十日間埼玉県川越県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年六月一日

埼玉県川越県土整備事務所長 新井哲也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 練馬所沢線
- 三 道路の区域

旧新別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
旧 A	所沢市大字下安松字下川原一四 九番三地从り同市東所沢和田二 丁目三二番一地从りまで	八・〇〇〃 二二二・四〇	一八九二・三〇	平成二十二年四月三十日付け川越 県土整備事務所長告示第十二号で 予定された引継ぎの処理であり、旧 Aは所沢市道として引き継ぐ。
旧新 B	所沢市大字下安松字下川原三番 二地从り同市東所沢和田二丁目 三二番一地从りまで	二一・八〇〃 三八・三〇	九六四・三〇	